

児玉郡市広域市町村圏組合における焼却灰等の放射能濃度測定結果

1. 測定施設

ごみ焼却施設

小山川クリーンセンター（本庄市東五十子151-1）

2. 測定対象物

ごみ焼却施設

①焼却灰：燃やしたごみの燃えがら

②飛灰固化物：ろ過式集じん器で捕集した排ガス中のダストを薬剤処理し、固化したもの

3. 分析項目

①放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）

4. 分析方法

「緊急時における食品放射能測定マニュアル」によるゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法及び「放射能濃度測定方法ガイドライン」第1版によるゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

5. 分析業務委託事業者 株式会社環境科学コーポレーション埼玉事業所

6. 分析結果 平成23年11月から平成24年3月まで

（単位：Bq/kg）

測定施設	測定品目	測定日	セシウム		合計
			Cs-134	Cs-137	
小山川クリーンセンター	焼却灰	11/29	48	64	112
		1/6	43	65	108
		3/2	24	65	89
	飛灰固化物	11/29	440	610	1,050
		1/10	280	380	660
		3/2	300	400	700

7. 放射性物質特措法第16条の調査義務免除について

放射性物質汚染対処特措法第16条第1項の規定により該当する施設は、その施設から発生する焼却灰等の放射能濃度の調査を行い、その結果を環境大臣に報告することと定められており、その結果が一定の要件に該当し、環境大臣の確認を受けた施設は調査義務が免除されることとなっています。

小山川クリーンセンターは同条の該当施設であるため、焼却灰等の放射能濃度の調査を実施したところ、調査義務の免除となる要件である「直近に行った廃棄物の測定結果がセシウム134、セシウム137についての放射能濃度の合計値が800Bq/kg以下」に該当し、調査義務が免除となっています。